

「職場におけるジェンダー平等推進事業」企画・運營業務委託 企画提案仕様書

1 委託業務名

「職場におけるジェンダー平等推進事業」企画・運營業務

2 事業目的

誰もが働きやすい環境づくりを推進し、職場におけるジェンダー平等の実現を図るため、企業経営者等を対象としたフォーラムの開催やジェンダー平等に積極的に取り組む企業の表彰等を行う。

3 履行期限

令和9年3月31日まで

4 委託費

5,728,000円（消費税及び地方消費税を含む）を上限とする。

5 事業内容

(1) 職場におけるジェンダー平等推進フォーラム

※ フォーラムの具体的なプログラムや講師、開催日時、開催場所、広報の方法等について、企画提案していただきます。

ア 対象 企業等の経営層、管理職、人事労務担当者等
イ 目的 女性が個性と能力を發揮できる職場づくりや男女がともに働きやすい環境づくりを促進するため、県内企業の経営者や管理職等の意識改革・気運醸成を図る。

ウ 内容 ①鹿児島県女性活躍推進優良企業知事表彰式・取組紹介
②ジェンダー平等、男女共同参画に造詣が深く著名な経営者、研究者、学識経験者等による基調講演

(講師選定の例)

- ・メディア等への露出もあり、経営層の興味関心を引く方
- ・中小企業において女性活躍推進の先進的な取組を行っており、講演会の実績等がある経営者
- ・役員、管理職として活躍する女性 等

③参加者間の情報共有とネットワーク形成のための意見交換

など

エ 開催日時等 令和8年11月中旬頃 3～4時間程度

オ 参加方法 ・会場参加（100名程度）

・オンライン参加（100名程度）

カ 会場 鹿児島市内の貸会議室やホール等

キ 参加料 無料

ク その他 ・経営者の参加を促すための工夫のほか、多くの参加者を呼び込むための広報や仕掛けを行うこと。

(※広報は、SNS 広告や有料情報誌等の掲載を除く手段とする。)

・知事表彰式・取組紹介に係る表彰者との調整は県が行う。

・基調講演の講師への謝金上限額は、30万円とする。

(2) 男性の育児・介護休業取得促進セミナー

※ セミナーの具体的なプログラムや講座回数、講師、発表者、開催日時、開催場所、広報の方法等について、企画提案していただきます。

| | |
|-----------|---|
| ア 対 象 | 企業等の管理職、人事労務担当者等 |
| イ 目 的 | 男性の育児介護参画を含め、誰もがワークライフバランスを実現することができる職場づくりを促進する。 |
| ウ 内 容 | ①ワークライフバランス等について見識のある県内外の専門家による講義 ②先進事例の発表 ③育児・介護休業を取得した男性の体験談の発表 ④意見交換 ⑤個別相談（コンサルティング等、参加後の企業の取組のフォローアップにつながる対応） |
| エ 開 催 時 期 | 2回の連続受講形式で実施すること |
| オ 参 加 方 法 | 会場参加（50名程度）とオンライン参加を併用すること |
| カ 会 場 | 鹿児島市内の会議室等 |
| キ 参 加 料 | 無料 |
| ク そ の 他 | <u>企業等の管理職、人事労務担当者等を含む多くの参加者を呼び込むための広報や仕掛けを行うこと</u> <u>（※広報は、SNS 広告や有料情報誌等の掲載を除く手段とする。）</u> |

(3) 優良企業取組事例集「ONE STEP 2027」作成

※ 事例集の構成内容や表紙のデザイン等について、企画提案していただきます。

| | |
|---------|--|
| ア 規格・仕様 | A4サイズ（縦）、12ページ以上（表紙・目次含む）、データ配布 |
| イ 目 的 | 職場におけるジェンダー平等推進に積極的に取り組む優良企業の事例等を、広く県内へ発信することで企業の取組を促進する。 |
| ウ 内 容 | ①鹿児島県女性活躍推進優良企業知事表彰企業の紹介 ②県事業活用企業の紹介 ③育児・介護休業を取得した男性の体験談 ④女性活躍・ジェンダー平等を進めるメリット ⑤鹿児島県のジェンダー平等に関する取組 ⑥国・県の制度 など |
| エ 電子データ | 完成版の PDF データを提出すること |

(4) アドバイザー派遣

※ 具体的な実施方法や講師、広報の方法等について、企画提案していただきます。

| | |
|---------|---|
| ア 派 遣 先 | 県内企業、経済団体等 |
| イ 目 的 | 企業や経済団体に、ジェンダー平等や女性活躍について見識のある県内外の専門家や社会保険労務士等を講師として派遣し、女性の能力発揮に向けた職場づくりについての研修やコンサルティング等を実施することで、社内の意識改革を図る。また、行動計画の策定や制度改善業務についてコンサルティング等を実施することで、企業の具体的な取組を支援する。 |
| ウ 講 師 | 県内外の専門家、社会保険労務士等4～8名 （※ 県から講師の追加を依頼する場合がある） |
| エ 内 容 | 企業の要望に沿った講師を派遣し、企業のジェンダー平等推進に向けた取組を支援する。 |

【参考】メニュー例

①社内の意識改革研修

女性活躍推進に向けた職場の意識改革のための取組、女性特有の健康課題に関する理解促進に向けた企業の取組を支援する。

②男性の育児・介護休業取得のための支援

人事担当者等向けの法改正への対応や各種助成金の説明、従業員向けの制度や休業中の経済的支援についての研修を行い、取得促進を支援する。

③女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定支援

企業のヒアリングや課題の分析をするとともに、目標設定や取組の提案を行い、企業の状況に合った行動計画策定を支援する。

④制度改善業務の支援

多様な人材が活躍できる職場環境づくりに向けた就業規則や働き方の見直しの取組を支援する。

オ 派遣回数

16件程度とする。

※③、④などのコンサルティング業務は必要に応じて講師を複数回派遣すること。

※1社につき複数のメニューを組み合わせ、講師を派遣することも可能とする。

【参考】メニューの組み合わせ例

(1日目) 女性の能力発揮に向けた企業全体の意識改革研修

(2日目) 行動計画の策定に向けた課題の整理・取組の提案

(3日目) 就業規則の見直しや業務改善・効率化に向けた助言、行動計画の策定・届出

カ 派遣時期
キ 実施場所
ク 参加料
ケ その他

契約締結後～令和9年3月(随時派遣)

県内(派遣する企業・団体等において会場を確保する)

無料

・講師の派遣が困難な場合、オンラインによる実施を行うこと。

・多くの企業の関心を誘うような広報や仕掛けを行うこと。

(※広報は、SNS広告や有料情報誌等の掲載を除く手段とする。)

・派遣目的に沿った講師を予め複数名選定すること。

6 委託業務内容(※下線部分については、事業企画書に内容を記載すること。)

(1) 「5事業内容の(1)(2)」については、以下に掲げる企画運営業務を委託する。

① 事業企画書の作成

② 講師・司会等の選定及び手配

③ 会場の確保

④ 事業実施スケジュールの作成及び進行管理

⑤ 参加者の募集・集客(募集チラシの作成、広報活動等)

⑥ 応募者等の受付及びその個人情報の管理

⑦ 参加者(応募者)への通知・連絡

⑧ 当日資料の作成

・プログラム

- ・運営マニュアル（タイムスケジュール、スタッフ配置表等）
 - ・当日配布資料
 - ・アンケート様式
 - ・参加者名簿 等
- ⑨ 当日運営
- ・時間管理
 - ・司会者、運営スタッフ等の配置
 - ・参加者の誘導及び場内整理
 - ・会場の設営・撤去、5(1)は横断幕、垂れ幕、立看板の作成・設置を含む
 - ・オンライン開催に必要な業務・機材・人員
- ⑩ 事業終了（開催）後の参加者へのアンケートの実施、回収及び集計、分析
- ⑪ 事業報告書の作成
- ⑫ 議事録の作成
- ⑬ その他事業実施に必要な業務
- (2) 「5事業内容の(3)」については、以下に掲げる企画運営業務を委託する。
- ① 企画
- ② 事業実施に必要なスケジュール作成及び進行管理
- ③ 取材（鹿児島県女性活躍推進優良企業知事表彰企業、本事業活用企業、参加者など）
- ④ 編集（編集打合わせ、記事原稿作成、イラスト・グラフ等の作成、デザイン、レイアウト）
- ⑤ その他事業実施に必要な業務
- (3) 「5事業内容の(4)」については、以下に掲げる企画運営業務を委託する。
- ① 事業企画書の作成
- ② 講師の選定及び手配
- ③ 事業実施スケジュールの作成及び進行管理
- ④ 派遣団体・企業の募集・広報（募集チラシの作成、広報活動等）
- ⑤ 当日資料の作成
- ・プログラム
 - ・当日配布資料
 - ・アンケート様式 等
- ⑥ 当日の運営
- ・時間管理
 - ・運営スタッフ等の配置
 - ・オンライン開催に必要な業務・機材・人員
- ⑦ 事業終了（実施）後のアンケートの実施、回収及び集計、分析
- ⑧ 事業報告書の作成（事業効果の分析含む）
- ⑨ インターネットを活用した動画配信に必要な業務
- ⑩ その他事業実施に必要な業務

7 成果品

履行期限（令和9年3月31日）までに事業報告書を鹿児島県へ提出する。

8 著作権の取り扱い

- (1) 受託事業者は鹿児島県に対し、成果品の著作権について譲渡する。
- (2) 本著作権には、著作権法第27条及び第28条で定める権利を含む。
- (3) 受託事業者は、鹿児島県の同意を得なければ、著作権法第18条及び第20条に規定

されている権利を行使することができない。

- (4) 成果品の利用（二次利用等）については、県が使用するために必要な範囲で、随時利用できるものとする。

9 その他

- (1) 以下については県と協議の上、決定・実施する。

- ① 開催（実施）日時・会場
- ② 講師、パネリスト、ファシリテーター等
- ③ チラシ、アンケート用紙等の配布する印刷物
- ④ オンライン開催とする場合の判断

- (2) その他本仕様書に定めのない事項については、県と協議して決定する。